

議事要旨(1) 四半期会計基準等の検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、公開草案に寄せられたコメントへの対応について前回に引き続き具体的な検討を検討することとし、同一年度内における首尾一貫性、年度間の継続性、及び前年度の四半期で開示していない場合において当年度の比較情報として前年度の対応する期間の開示を追加論点として検討し、方向性を出したい旨の説明がなされた。次に高橋由彦専門研究員より、具体的なコメントへの対応案及び追加論点について審議事項(1)－1から審議事項(1)－5に基づき説明がなされた。

説明に対する委員等からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

- ・多くの委員より、開示の継続性を年度間は求めないにしても、年度内は一定の規律を設けることが適切であること、また、レビュー手続の観点からも、年度内において開示の継続性（首尾一貫性）を求める意見があった。一方、複数の委員やオブザーバーより、任意とした取扱いに規律を設けることは趣旨に合わないことや、年度の途中から開示をしたい財務諸表作成者の要望やまたそれを利用したい財務諸表利用者の要望を踏まえると、年度内も開示の継続性（首尾一貫性）を求めるべきではないとする意見があった。これに対して事務局からは、出された意見を総合的に判断し、年度間は開示の継続性は求めないこととするが、年度内は、第3四半期に大規模な企業結合等を行ったことにより四半期キャッシュ・フロー計算書の作成が実務上困難な場合を除き、首尾一貫性を求める方向で取りまとめることとしたい旨の回答があった。

- ・ある委員より、四半期財務諸表本表と注記は一体なものであることや、レビュー手続の点から四半期損益計算書において四半期会計期間（3か月）を開示する場合にそれに関連する注記を任意で開示することは望ましくないとする意見があった。一方、あるオブザーバーより、注記を任意開示にすることにより開示したい会社は開示できるので、財務諸表の有用性が高まるという意見があった。事務局からは、公開草案を公表するにあたってこの点についてはかなりの時間をかけて議論を行っており、原案は財務諸表作成者からの3か月情報の免除の要望と財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえたものであり、現行通り注記を任意開示する方向で取りまとめることとしたい旨の回答があった。

- ・ある委員より、比較情報としての開示は前年度の四半期での開示を前提とするものであり、また、前年度の四半期で開示していないものを当年度の四半期で開示する場合、前年度の対応する期間の情報も新たにレビューしなければならず、レビュー手続が煩雑になる恐れがあることなどから、前年度の四半期で開示していない場合には、前年度における

対応する期間に係る開示は行わない旨を明確にすべきという意見があった。一方、多くの委員より、前年度の四半期で開示していない場合においても、当年度において前年度の対応する期間の比較情報を開示するほうが財務諸表の有用性が高まることや比較情報の開示を禁止とする場合にはより明確な理由が必要であると考えられることなどから、前年度の四半期で開示していない場合においては比較情報の開示は要しないと、監査人のレビューを経たうえで任意に開示することができるということが適切であるとの意見があった。事務局からは、前年度の四半期で開示していない場合において前年度の対応する期間の比較情報は任意開示とする意見が多かったことを踏まえて、比較情報の開示は原則要しないと、監査人のレビューを経たうえで任意に開示ができるとする方向でとりまとめることとしたい旨の回答があった。

以上